

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	平取町 (代表) 日高町 新冠町

日高西部鳥獣被害防止計画

<代表市町村及び連絡先>

担当部署名 平取町町民課
所在地 沙流郡平取町本町 3 5 番地 1
電話番号 0 1 4 5 7 - 4 - 6 1 1 3
F A X 番号 0 1 4 5 7 - 4 - 6 8 7 0

<連絡先>

担当部署名 日高町産業課
所在地 沙流郡日高町門別本町 2 1 0 番地
電話番号 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 8 5
F A X 番号 0 1 4 5 6 - 2 - 6 1 9 1

<連絡先>

担当部署名 新冠町産業課
所在地 新冠郡新冠町字北星町 3 番地の 2
電話番号 0 1 4 6 - 4 7 - 2 1 1 0
F A X 番号 0 1 4 6 - 4 7 - 2 4 9 6

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ（新冠地区のみ）、鳥類（カラス（日高地区を除く）、ハト（新冠地区のみ）、アオサギ（日高地区のみ））
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道沙流郡平取町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	対象地域	被害の現状		
		品目	被害数値	
エゾシカ	平取地区	水稻	27.6 ha 31,127千円	
		牧草	117.7 ha 29,082千円	
		デントコーン	13.3 ha 7,677千円	
		大豆	0.5 ha 112千円	
		その他作物	0.7 ha 571千円	
		小計	159.8 ha 68,569千円	
	日高地区	水稻	23.2 ha 12,192千円	
		牧草	493.0 ha 52,604千円	
		デントコーン	95.5 ha 7,239千円	
		スイートコーン	2.0 ha 200千円	
		小豆	1.0 ha 100千円	
		その他作物	7.5 ha 4,750千円	
	小計	622.2 ha 77,085千円		
	新冠地区	牧草	270.0 ha 61,560千円	
		デントコーン	23.0 ha 9,476千円	
		水稻	25.0 ha 1,200千円	
		その他作物	7.0 ha 5,250千円	
		小計	325.0 ha 77,486千円	
	合計		1,107.0 ha 223,140千円	
	ヒグマ	平取地区	デントコーン	6.8 ha 3,934千円
			小計	6.8 ha 3,934千円
日高地区		デントコーン	0.1 ha 100千円	
		小計	0.1 ha 100千円	
新冠地区		デントコーン	10.0 ha 4,210千円	
		小計	10.0 ha 4,210千円	
合計		16.9 ha 8,244千円		

アライグマ、キツネ（新冠地区を除く）	平取地区	水稻	0.1 ha	113千円
		その他作物	0.2 ha	37千円
		小計	0.3 ha	150千円
	日高地区	デントコーンほか	1.0 ha	525千円
		小計	1.0 ha	525千円
	新冠地区	デントコーン	6.0 ha	1,800千円
		その他作物	3.0 ha	2,250千円
		小計	9.0 ha	4,050千円
	合計		10.3 ha	4,725千円
鳥類	平取地区	水稻	0.3 ha	339千円
		その他作物	20.8 ha	5,143千円
		小計	21.1 ha	5,482千円
	日高地区	水稻	0.4 ha	600千円
		小計	0.4 ha	600千円
	新冠地区	その他作物	0.02 ha	500千円
		小計	0.02 ha	500千円
	合計		21.52 ha	6,582千円
	総合計		1,155.72 ha	242,691千円

(2) 被害の傾向

エゾシカ	平取地区	町内一円に年中出没している。生息数は不明。侵入防止柵の整備により農業被害は減ったが、近年では、市街地・道路にも出現し車との衝突事故などが発生し住民生活にも影響している。その他に森林被害（樹皮の食害）も出てきている。
	日高地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林や町内に点在する森林で越冬し、融雪後、農作物を採食する。 ・ 年間捕獲数は約3,000頭であり、農林業被害は減少しているが、軽種馬への被害や車両との衝突事故など、数値に表れない被害は一向に減っていない。 ・ 4月の融雪期頃から被害が見られ、特に、播種後のデントコーンやスイートコーンの新芽を採食され、成長不良による減収が大きい。また、牧草では、通年食害が見られるが、春先や刈り取り後の新芽を採食され成長遅延による減収や栄養不足等の被害が大きい。 ・ 被害は町全体に及んでおり、軽種馬・乳牛・肉用牛等の牧場が点在しているため、銃器による捕獲が

		できない地域もあり、農作物だけでなく交通機関にも被害が及んでいる。
	新冠地区	個体数が急増しており、行動範囲も広がっている。水田、小麦、アスパラガスの被害が恒常化している。また、採草放牧地への侵入により食害が発生、牧草の収量減少が深刻化している。
ヒグマ	平取地区	近年、12月から3月の冬眠期間を除いて、農村集落内の住宅近辺までヒグマの生息域が迫っており、主要道路を横断するなどの目撃情報も多い。農作物の被害のみならず人命への危険も懸念されるため、目撃地域には見廻り活動の強化と注意看板の設置による対応を行っている。
	日高地区	デントコーンにおける被害が大きく、電牧による対策に追われている。 山間部のみならず国道付近や住宅地周辺でも目撃情報が増えており、住民の安全確保対策が求められている。
	新冠地区	人里での目撃が増えており、収穫期のデントコーンの被害が増加している。一部、屋外保管の飼料への被害も発生している。
アライグマ、キツネ（新冠地区を除く）	平取地区	町内全域に被害が及び、年々増加傾向にある。融雪前後から出没が増えてくるが、収穫直前のスイートコーン等の農作物を食害される。 生息数については不明。
	日高地区	融雪前後から出没が増えてくるが、収穫直前のスイートコーン等の農作物を食害される。
	新冠地区	町内各地で目撃され、収穫期のスイートコーンの被害が増加傾向にある。冬季は畜舎や倉庫の飼料などに被害がある。
キツネ、タヌキ	新冠地区	人里近くに出没し、農作物などへの被害が発生している。
鳥類	平取地区	水稻の播種から収穫前の間による食害、酪農、畜産農家ではラップ等牧草の被害も発生している。
	日高地区	田植え後の苗の踏破による被害が及んでいる。
	新冠地区	コガネムシの幼虫などを捕食する際に牧草を剥離することから、牧草地で被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）		軽減率
	面積	金額	面積	金額	
エゾシカ	1,107.0 ha	223,140千円	807.4ha	163,947千円	27%
ヒグマ	16.9 ha	8,244千円	15.9ha	7,006千円	15%
アライグマ キツネ	10.3 ha	4,725千円	7.2ha	3,322千円	30%
鳥類	21.52 ha	6,582千円	15.12ha	4,707千円	28%
合計	1,155.72 ha	242,691千円	845.62ha	178,982千円	26%

(4) 従来講じてきた被害防止対策

従来講じてきた被害防止対策		課題	
捕獲等に関する取組	平取地区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会と委託契約をし、会員を被害対策実施隊員に任命し、銃器及びわな等により捕獲を実施している。 ・ ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマ、カラスは捕獲奨励金を支出することで積極的な捕獲を推進している。 	<p>猟友会会員の減少・高齢化が進んでおり、今後の捕獲体制が憂慮される。</p>
		<p>エゾシカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃による捕獲 ・ 一斉駆除による捕獲 ・ くくりわなによる捕獲 	<p>平成 24～25 年度の有害獣進入防止柵設置以降、個体数は徐々に減少傾向だが、依然として農林業被害が大きく、住民からの駆除依頼も多いため、当面は駆除事業を最優先に行う必要がある。</p>
		<p>ヒグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなによる捕獲 	<p>ヒグマは基本的に箱わなでの捕獲を実施しているが、国道や民家周辺での出没情報が増えており、わなの設置だけでは対応できなくなっている。箱わな用センサー等 ICT 技術の導入を検討し、効率的で的確な捕獲体制を整備する必要がある。</p>
		<p>アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 箱わなによる捕獲 	<p>捕獲件数が年々増加しており、繁殖に歯止めがかかっていない。箱わなの設置数を増やす等、駆除体制の充実を図る必要がある。</p>

	<p>鳥類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による捕獲 ・箱わなによる捕獲 	<p>民家周辺等では銃器を使用できないため捕獲数が増加しない。</p>
日 高 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱ハンターを被害対策実施隊員に任命し、関係機関と連携し対策を実施している。 ・ヒグマ、エゾシカ、キツネ、アライグマは捕獲奨励金を支出することで積極的な捕獲を推進している。 	<p>猟友会会員の減少・高齢化が進んでおり、今後の捕獲体制が憂慮される。</p>
	<p>エゾシカ</p> <p>一斉捕獲や、くくり罠による捕獲を実施している。</p>	<p>令和2年度では有害鳥獣捕獲で2,500頭以上捕獲しているが生息頭数の減少がみられない。</p>
	<p>ヒグマ</p> <p>ハンターと委託契約をし、箱わなによる捕獲を実施している。</p>	<p>ヒグマは基本的に箱わなでの捕獲を実施しているが、国道や民家周辺での出没情報が増えており、罠の設置台数を増やす必要がある。</p>
	<p>アライグマ</p> <p>有害鳥獣駆除従事者により箱わなを用いた捕獲を実施している。</p>	<p>捕獲件数の増加により、対応に苦慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなの不足 ・捕獲後の個体を処分する設備が不足
	<p>アオサギ</p> <p>内水面漁家が自家防衛している。</p>	<p>アオサギについては、内水面漁家が自家防衛しているが、被害が減少するに至っていない。</p>
新 冠 地 区	<p>ニホンジカの場合</p> <p>銃器による捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 2,072頭 ・R01実績 2,034頭 ・R02実績 2,260頭 <p>捕獲奨励金 5,000円/頭</p> <p>H23から 8,000円/頭</p> <p>H30から 9,000円/頭</p> <p>くくりわな437基導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽種馬地帯のため、馬が近くにいる場合、銃器が使えない。 ・爆発的な増加に捕獲が追い付かない。 <p>特に国有林からの出没が多い</p>

		<p>ヒグマの場合</p> <p>銃器・箱わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 6頭 ・R01実績 13頭 ・R02実績 12頭 <p>捕獲奨励金 10,000円/頭 H27から 20,000円/頭</p> <p>箱わな 18 基導入、個人所有も含め 23 基導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わなにて捕獲するものの親クマ捕獲が少ない。 <p>特に国有林からの出没が多い</p>
		<p>アライグマの場合</p> <p>箱わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 785頭 ・R01実績 728頭 ・R02実績 775頭 <p>捕獲奨励金 4,000円/頭 町 22 基、協議会 414 基導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・箱わなにて捕獲するものの個体数の減少には至っていない。
		<p>キツネ・タヌキの場合</p> <p>箱わなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 384頭 ・R01実績 385頭 ・R02実績 325頭 <p>捕獲奨励金 キツネ 4,000 円/頭・タヌキ 2,000 円/頭</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の協力による民家付近でのわな設置
		<p>鳥類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 89羽 ・R01実績 101羽 ・R02実績 74羽 <p>捕獲奨励金 500 円/羽</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・巣が高所にあるため、撤去が進まない。
防護柵の設置等に関する取組	平取地区	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵の設置に対して、町及び農協より補助金を支出している。 <p>(平成 29 年度で延長距離 0.4km 分の補助をしている)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理に係る手間、維持費がかかる。 ・電気柵をくぐる、飛び越える等、エゾシカの学習能力の高さに苦慮している。
	日高地区	<ul style="list-style-type: none"> ・町単独で水稻、とうもろこし、豆類等の圃場への電気柵の設置に対し、1カ所につき3分の1以内、20万円を限度に補助金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家が点在しているため、集落全体を囲うことができず、圃場ごとの設置となっている。 ・また、電気柵をくぐる、飛び越える等、エゾシカの学習能力の高さに苦慮している。

	新冠地区	<p>平成14年度から町単事業により、各圃場に侵入防止の電気柵設置を支援。平成20年度からは特措法に基づき国の鳥獣害対策交付金を受けて電気柵を設置。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30実績 9か所 7,600m ・R01実績 7か所 7,200m ・R02実績 9か所 6,700m <p>設置累計 280か所 221,271m</p>	<p>農家が点在しているため、集落全体を囲うことができず、圃場ごとの設置となっている。</p> <p>設置した圃場は被害低減の効果があるがそれ以外の圃場への侵入が著しい。</p>
生息環境管理その他の取組	平取地区	なし	<p>ヒグマの目撃情報が増えている中、捕獲に従事できる人員も不足しており、捕獲以外の方法による忌避も検討する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業関係機関と被害防止に向けて効果的な対策等を協議する。 ・捕獲体制の整備を図る。 ・狩猟者の高齢化対策としての担い手の育成、確保を図るため、狩猟免許の取得を支援する。 ・被害防止対策に携わる者の鳥獣の習性等に関する知識の向上を図る。 <p>【鳥獣別の取組方針】</p> <p>① エゾシカ</p> <p>捕獲に当たり、北海道の保護管理計画に基づき、個体数指数の減少が確認されるまで、捕獲数の増加を図る。銃器による一斉捕獲や「くくりわな」での捕獲も併せて実施する。</p> <p>平取地区においては、平成24年度より、国の鳥獣害防止総合対策交付金を活用し、町内一円に侵入防止柵を設置しており、さらなる農業被害の低減化を図る。</p> <p>日高地区においては、囲いわなによる捕獲試験を実施する。</p> <p>② ヒグマ</p> <p>捕獲に当たり、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れがある個体のみ捕獲する。センサーカメラや箱わな用のセンサー等、ICT技術も活用し、効果的で的確な捕獲を実施する。</p> <p>①と②は上記の捕獲、電気柵の両面での被害防止対策を推進する。</p> <p>③ キツネ、アライグマ</p> <p>キツネについては、銃器及び箱わなによる捕獲とし、アライグマについては、捕</p>

獲に当たり、特定外来生物の防除実施計画による捕獲従事者が捕獲し、被害の低減化及び生息域拡大の阻止を図る。箱わなによる的確な捕獲を実施する。

④ タヌキ（新冠地区のみ）、鳥類

生活圏内での駆除要請のため、捕獲困難な場合も多いが、住民生活に支障のない範囲で捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会と捕獲活動に対して年間委託契約を締結する。捕獲奨励金を実施する。
エゾシカにおいて、日高地区は、移動式の囲い罠の設置・運営を日高町有害鳥獣捕獲組合に委託し、捕獲活動を実施する。

平取地区は、センサーカメラや箱わな用センサー等のICT技術を導入し、特定の隊員のみには負担がかかることがないような、捕獲体制を整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ（新冠地区のみ）、鳥類	わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ハンター保険や銃器等にかかる資格取得のための費用の軽減を図り、捕獲従事者の負担を軽減することで、担い手の確保を図る。 熟練従事者が行う一斉駆除事業等に若手従事者を積極的に参加させ、担い手の育成、捕獲技術の継承を図る。
5	イゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ（新冠地区のみ）、鳥類	わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ハンター保険や銃器等にかかる資格取得のための費用の軽減を図り、捕獲従事者の負担を軽減することで、担い手の確保を図る。 熟練従事者が行う一斉駆除事業等に若手従事者を積極的に参加させ、担い手の育成、捕獲技術の継承を図る。
6	イゾシカ、ヒグマ、アライグマ、キツネ、タヌキ（新冠地区のみ）、鳥類	わなによる捕獲を充実させるための機材購入。 ハンター保険や銃器等にかかる資格取得のための費用の軽減を図り、捕獲従事者の負担を軽減することで、担い手の確保を図る。 熟練従事者が行う一斉駆除事業等に若手従事者を積極的に参加させ、担い手の育成、捕獲技術の継承を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の被害状況及び駆除頭数を基に設定する。

対象鳥獣	地区名	捕獲計画数等		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	平取地区	3,500 頭	3,500 頭	3,500 頭
	日高地区	3,500 頭	3,500 頭	3,500 頭
	新冠地区	3,000 頭	3,000 頭	3,000 頭
	小計	10,000 頭	10,000 頭	10,000 頭
ヒグマ	平取地区	30 頭	30 頭	30 頭
	日高地区	25 頭	25 頭	25 頭
	新冠地区	20 頭	20 頭	20 頭
	小計	75 頭	75 頭	75 頭
アライグマ	平取地区	800 頭	800 頭	800 頭
	日高地区	1,000 頭	1,000 頭	1,000 頭
	新冠地区	1,000 頭	1,000 頭	1,000 頭
	小計	2,800 頭	2,800 頭	2,800 頭
キツネ	平取地区	150 頭	150 頭	150 頭
	日高地区	20 頭	20 頭	20 頭
	新冠地区	200 頭	200 頭	200 頭
	小計	370 頭	370 頭	370 頭
タヌキ	新冠地区	90 頭	90 頭	90 頭
	小計	90 頭	90 頭	90 頭
鳥類	平取地区	100 羽	100 羽	100 羽
	日高地区	20 羽	20 羽	20 羽
	新冠地区	100 羽	100 羽	100 羽
	小計	220 羽	220 羽	220 羽

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲予定場所は、町内一円とする。 ・ 捕獲予定時期は、次の期間とする。 <p>①エゾシカ 年間を通して銃器による捕獲を実施し、日高地区は、これに罠による捕獲、各地区とも、くくり罠による捕獲を並行して実施する。</p> <p>②ヒグマ 平取地区：4月から11月末日まで（原則箱わなによる捕獲） 日高地区：4月から12月末日まで（原則箱わなによる捕獲） 新冠地区：4月から12月末日まで（銃器と箱わなによる捕獲）</p> <p>③アライグマ 各地区とも年間を通して箱わなによる捕獲、新冠地区は狩猟期を除く期間で、銃器による捕獲も実施する。</p>

④キツネ
平取地区：年間を通じて、銃器・箱わなによる捕獲を行う。 →検体を保健所へ提出し、エキノコックス症の媒介状況調査を実施する。
日高地区：年間を通して、箱わなによる捕獲を実施する。
新冠地区：狩猟期を除く期間で、銃器・箱わなによる捕獲を行う。
⑤タヌキ
新冠地区のみ、狩猟期を除く期間で、銃器・箱わなによる捕獲を行う。
⑥鳥類
平取地区：年間を通して、銃器・箱わなによる捕獲を行う。
日高地区：4月から6月まで銃器による捕獲を行う。
新冠地区：狩猟期を除く期間で、銃器による捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・大型獣（ヒグマ・ニホンジカ）の遠距離からの射撃により捕獲者の安全を確保し、効率的な捕獲を進めるのに必要なため。 ・捕獲を実施する期間及び場所については、鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間及び場所とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（平取町・日高町）	なし
新冠町一円	ニホンジカ・タヌキ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	地区名	整備内容		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ ヒグマ	平取地区	電気柵（4段） 延長 10,000m	電気柵（4段） 延長 10,000m	電気柵（4段） 延長 10,000m
	日高地区	侵入防止電気柵 15カ所 延長 15,000m	侵入防止電気柵 15カ所 延長 15,000m	侵入防止電気柵 15カ所 延長 15,000m
	新冠地区	電気牧柵 15カ所・15ha 15,000m	電気牧柵 15カ所・15ha 15,000m	電気牧柵 15カ所・15ha 15,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	地区名	取組内容		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
ヒグマ	平取地区	侵入防止柵の正しい管理方法・知識の普及活動	侵入防止柵の正しい管理方法・知識の普及活動	侵入防止柵の正しい管理方法・知識の普及活動
ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	新冠地区	侵入防止柵の管理	侵入防止柵の管理	侵入防止柵の管理

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

地区名	年度	対象鳥獣	取組内容
平取地区 日高地区	4	ヒグマ	出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により銃器又は動物駆逐用煙火等による追い払いを実施する。
	5		出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により銃器又は動物駆逐用煙火等による追い払いを実施する。
	6		出没が多発する場合は、農地周辺部の草刈りを実施し緩衝帯を設置する。また、状況により銃器又は動物駆逐用煙火等による追い払いを実施する。
新冠地区	4	ニホンジカ ヒグマ アライグマ キツネ・タヌキ 鳥類	被害農家への獣害防止知識の普及活動、緩衝帯の設置
	5		被害農家への獣害防止知識の普及活動、緩衝帯の設置
	6		被害農家への獣害防止知識の普及活動、緩衝帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日高振興局環境生活課	状況の把握
門別警察署 静内警察署新冠管轄駐在所	状況の把握・住民への周知・警戒

平取町・日高町・新冠町	状況の把握・住民への周知・警戒・関係機関への通報
北海道猟友会沙流川支部 北海道猟友会沙流川支部日高分区 北海道猟友会門別支部 北海道猟友会日高中部支部新冠分会	状況の把握・警戒・捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制

○ヒグマの場合
・ヒグマ発見→町に通報→所轄警察署に通報→住民に対する危険啓発（住民の安全）
・ヒグマ発見→町に通報→ハンターの出動を図る

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ヒグマ	平取町 日高町 新冠町	必要に応じて検体として臼歯、胃内容物、肝臓腎臓等の検体を研究機関（地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所自然環境部）に提供する。
エゾシカ	平取町 日高町	適切な処理施設への搬入処理を行い、やむを得ない場合は適切な方法で埋設処理する。
	新冠町	ニホンジカ解体処理施設で有効活用
その他 捕獲個体 ・残渣	平取町	・キツネは必要に応じ、検体として関係機関に提供する。 ・その他の捕獲個体、残滓については、一般廃棄物として、適正に処分する。
	日高町	一般廃棄物として、適正に処分する。
	新冠町	・ニホンジカ以外の残滓は町が一括して日高中部衛生施設組合の一般廃棄物処理施設で焼却処理する。 ・ニホンジカ解体処理施設で有効活用された部位以外の残滓等については、平成28年度建設した微生物による減量化施設に持ち込み、適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

平取町	食品	平取町エゾシカ処理指定施設へ搬入し有効利用
	ペットフード	
	皮革	
	その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

日高町	食品	エゾシカについては、食肉加工施設による食肉加工の有効活用をすすめる。
	ペットフード	エゾシカについては、食肉加工施設によるペットフード加工の有効活用をすすめる。
	皮革	なし
	その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	なし
新冠町	食品	<ul style="list-style-type: none"> ・肉（ニホンジカ・ヒグマ）の一部は利活用 ・捕獲したニホンジカを地域資源として位置づけ、平成25年度建設したエゾシカ解体処理施設の有効活用を図り、食肉加工やペットフード等として適正に処理する。
	ペットフード	
	皮革	
	その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日高西部鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
平取町	協議会事務局運営、地区内の被害状況及び出没状況の把握、関係市町村及び関係機関との連絡調整
日高町・新冠町	地区内の被害状況及び出没状況の把握、関係機関との連絡調整

平取町農業委員会 日高町農業委員会 びらとり農業協同組合 新冠町農業協同組合 門別町農業協同組合 沙流川森林組合 日高門別土地改良区 日高軽種馬農業協同組合門別支所 みなみ北海道農業共済組合日高支所西部 家畜診療センター	被害防除対策、被害状況調査及び把握・ 生息・出没などの情報提供
日高農業改良普及センター 日高農業改良普及センター日高西部支所	・被害状況及び出没状況の把握 被害防止対策に係る技術的指導助言 ・有害鳥獣による営農被害の未然防止に 向けた営農指導等
北海道猟友会沙流川支部 北海道猟友会沙流川支部日高分区 北海道猟友会門別支部 北海道猟友会日高中部支部新冠分会	有害鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣 捕獲の実施
(株)北海道食美樂 (株)平取ジビエ工房	ジビエ利活用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
日高振興局保健環境部環境生活課	被害状況のとりまとめ、鳥獣被害防止対策事業の指導に関すること。
日高振興局産業振興部農務課	計画の協議及び補助事業への指導等
日高鳥獣被害防止対策広域協議会	日高管内関係機関と連携を図り、広域的な有害鳥獣駆除の方策を協議する。
日高西部鳥獣被害防止対策協議会	平取町、日高町、新冠町と広域連携し有害鳥獣駆除対策を実施する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

各町長により任命された有害鳥獣委嘱ハンターが、町長の命により出勤し、銃器及び罠を用いて対象鳥獣を捕獲する。 ※設置済み・・・平取地区(H24.4.1)、日高地区(H22.4.1)、新冠地区(H24.3.8)
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし